

会議録要旨

(1) 会議の名称	令和3年度（第3回）越前市国民健康保険事業の運営に関する協議会
(2) 書面会議日	令和4年1月27日（木）
(3) 出席委員氏名	西藤 浩一委員、杉原 宣子委員、大川 敏雄委員、野村 幸子委員、山田 英幸委員、大森 節子委員、相木 七良右エ門委員、藤井 玲子委員、佐々木 浩三委員、坂野 ちあき委員、内藤 清美委員、佐々木 富基委員、岸 慎治委員、山本 正男委員、文室 みどり委員、千京 隆之委員、近藤 こずえ委員（計17名）
(4) 所管課	市民福祉部保険年金課
(5) 会議議題	（1）令和4・5年度国民健康保険税の税率改定について （2）令和4年度国民健康保険税の税率改定 答申（案）について
(6) 会議の内容の要旨	令和3年度（第3回）越前市国民健康保険事業の運営に関する協議会は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、書面決議による開催とし、結果は次のとおりとなった。

【書面表決の結果】

協議事項	結果	内 容
(1) 令和4・5年度国民健康保険税の税率改定について	原案可決	異議なし：16 異議あり：1
(2) 令和4年度国民健康保険税の税率改定 答申（案） について	原案可決	異議なし：17 異議あり：0

意 見	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の県納付金額によっては、余剰金がほとんど残らない可能性があること、令和6年度の資産割廃止による改定時に大幅な引き上げになることが懸念される。 ・財源の確保が可能であれば異議なし 	<p>・令和5年度以降の県納付金については、今年度も県の余剰金が一定程度発生する見込みであることから、余剰金による年度間調整が可能であり、急激な上昇にならないよう算定するとしています。</p> <p>また、国の努力者支援にかかる特別調整交付金については、次年度以降も年間約4千万円の交付を見込んでおり、令和6年度の資産割廃止による改定時においても、財源の確保が可能であると見込んでいます。</p>

令和3年度 第3回
越前市国民健康保険事業の運営に関する協議会

書面会議日 令和4年1月27日（木）

次 第

1 協議事項

- (1) 令和4・5年度国民健康保険税の税率改定について
- (2) 令和4年度国民健康保険税の税率改定 答申（案）について

令和４・５年度国保税率の改定（案）について

1 県納付金の本算定額

令和４年度 １８億５，１００万円 ⇒ 市が試算した金額より△７，８００万円

2 財政シミュレーション（資産割引下げのみ）

	R 4	R 5	合 計
収支 (A)	△１億２，６００万円	△２億２００万円	△３億２，８００万円
財源 (B)	R 2 末基金残高	１億３，０００万円	３億６，８００万円
	R 3 末余剰金（見込）	１億６，０００万円	
	県納付金減額分（見込）	７，８００万円	
差 引（財源 B－収支 A）			４，０００万円

3 新税率改定（案）について

- 税率改定の基本方針に従い、資産割の税率を引き下げる。
- 長引くコロナ禍での経済状況を考慮し、資産割以外の税率は据え置く。
- これらの財源として、R 3 年度末基金等残高見込 2. 9 億円と R 4 県納付金減額分 7. 8 千万円を活用して、4・5 年度の収支見込 △ 3. 2 8 億円に充てる。

○新税率改定（案）

項目	単 位	現 行	新 税 率	現 行 と の 差	R 2 県標準保険料率	9 市平均	
医療分	所得割	%	6. 70	6. 70	0	7. 17	6. 45
	資産割	%	13. 00	6. 50	△6. 50	0. 00	10. 97
	均等割額	円	26, 700	26, 700	0	29, 717	27, 888
	平等割額	円	23, 400	23, 400	0	20, 943	20, 838

○子どもに係る均等割額の軽減措置の導入（R 4. 4～予定）

- ・対 象 全世帯の未就学児
- ・軽減割合 当該未就学児に係る均等割について、その 5 割を公費により軽減
- ・負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4 （平均：23, 855 円/人→11, 927 円/人）

○税率改定スケジュール

令和 4 年 1 月下旬	国保運営協議会（国保税率改定案の諮問・答申）
3 月	3 月議会で条例改正案の上程
7 月中旬	国保税納付書送付
7 月末	国保税第 1 期納期限

※被保険者や市民周知に関しては、上記改定スケジュールに合わせて広報やホームページ等で丁寧に周知していく。特に税率決定後は、全被保険者に通知するものとする。

(参考)年代別のモデルケース

資産割あり(6割)

資産割なし(4割)

※モデル③-1の未就学児のいる世帯は資産割はなくても減少となる。

年金受給世帯
は全体の60%

モデル ①	夫婦のみの2人世帯(持ち家) (夫72歳、妻70歳)	
	夫:年金収入 200万円(所得90万円) 妻:年金収入 40万円(所得 0円) 固定資産税額 5万円 5割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	76,390 円	73,140 円
支援分	25,220 円	25,220 円
介護分	0 円	0 円
年税額	101,610 円	98,360 円
	3,250 円の減 (1人当たり1,625円)	

モデル ①-1	夫婦のみの2人世帯(持ち家なし) (夫72歳、妻70歳)	
	夫:年金収入 200万円(所得90万円) 妻:年金収入 40万円(所得 0円) 固定資産税額 0万円 5割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	69,890 円	69,890 円
支援分	25,220 円	25,220 円
介護分	0 円	0 円
年税額	95,110 円	95,110 円
	据え置き	

モデル ②	高齢年金受給者単身世帯(持ち家) (72歳)	
	年金収入200万円(所得90万円) 固定資産税額 5万円 5割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	63,040 円	59,790 円
支援分	20,220 円	20,220 円
介護分	0 円	0 円
年税額	83,260 円	80,010 円
	3,250 円の減 -3.90%	

モデル ②-1	高齢年金受給者単身世帯(持ち家なし) (72歳)	
	年金収入200万円(所得90万円) 固定資産税額 0万円 5割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	56,540 円	56,540 円
支援分	20,220 円	20,220 円
介護分	0 円	0 円
年税額	76,760 円	76,760 円
	据え置き	

※参考
未就学児
世帯数:
186/10,474世帯
人数:
248/14,759人

全体の2%

モデル ③	夫婦・未就学児2人の4人世帯(持ち家) (夫35歳、妻32歳、子5歳、2歳)	
	夫:営業所得 250万円 妻:収入なし 固定資産税額 15万円	
	令和3年	令和4年
医療分	288,390 円	251,940 円
支援分	99,820 円	89,820 円
介護分	0 円	0 円
年税額	388,210 円	341,760 円
	46,450 円の減 (1人当たり11,612円)	

モデル ③-1	夫婦・未就学児2人の4人世帯(持ち家なし) (夫35歳、妻32歳、子5歳、2歳)	
	夫:営業所得 250万円 妻:収入なし 固定資産税額 0万円	
	令和3年	令和4年
医療分	268,890 円	242,190 円
支援分	99,820 円	89,820 円
介護分	0 円	0 円
年税額	368,710 円	332,010 円
	36,700 円の減 (1人当たり9,175円)	

※参考
就学児
世帯数:
518/10,474世帯
人数:
850/14,759人

全体の5%

モデル ④	夫婦・子ども2人の4人世帯(持ち家) (夫45歳、妻42歳、子15歳、12歳)	
	夫:営業所得 306万円 妻:給与収入 65万円(所得 0万円) 固定資産税額 15万円	
	令和3年	令和4年
医療分	325,910 円	316,160 円
支援分	114,380 円	114,380 円
介護分	85,860 円	85,860 円
年税額	526,150 円	516,400 円
	9,750 円の減 (1人当たり2,437円)	

モデル ④-1	夫婦・子ども2人の4人世帯(持ち家なし) (夫45歳、妻42歳、子15歳、12歳)	
	夫:営業所得 306万円 妻:給与収入 65万円(所得 0万円) 固定資産税額 0万円	
	令和3年	令和4年
医療分	306,410 円	306,410 円
支援分	114,380 円	114,380 円
介護分	85,860 円	85,860 円
年税額	506,650 円	506,650 円
	据え置き	

モデル ⑤	母と子供二人の母子世帯 (母40歳、子15歳、12歳)	
	母:給与収入90万(所得25万) 固定資産税額 0万円 7割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	31,050 円	31,050 円
支援分	10,800 円	10,800 円
介護分	5,100 円	5,100 円
年税額	46,950 円	46,950 円
	据え置き	

モデル ⑥	障害年金受給単身世帯 (55歳)	
	障害年金(非課税)のみ 固定資産税額 0万円 7割軽減対象世帯	
	令和3年	令和4年
医療分	15,030 円	15,030 円
支援分	4,800 円	4,800 円
介護分	5,100 円	5,100 円
年税額	24,930 円	24,930 円
	据え置き	

令和４年度国民健康保険税の税率改定 答申（案）

記

【税率改定の基本的な考え方】

1. 国民健康保険の健全な財政運営を推進するため、基金等を活用しながら被保険者の急激な負担増とならないような保険税率の改定を行うこと。
2. 保険税の算定方式については、被保険者の負担が急変しないよう、資産割を段階的に廃止し、令和６年度に、所得割・均等割・平等割の３方式とすること。
3. 令和４年度の保険税は、医療分の資産割税率を１３．０％から６．５％に引き下げることとし、国民健康保険財政の状況に応じて、２年後に保険税率の見直しをすること。
また、資産割引下げに伴う減収分は、基金等の活用により財源確保が可能なものの、基金等は限りがあるため、国の保険者努力支援制度を最大限活用するとともに、被保険者数の減少による税収減や医療費の伸びに対する今後の財源確保については、引き続き検討を進め、あわせて国・県に対し財政支援の拡充を要望すること。
4. 効果的・効率的な保健事業、健康づくり事業を引き続き行うとともに、特定健診の受診率向上については、医療機関と連携し、勧奨体制の強化を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療により発症予防、重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
5. 適正受診の推奨やジェネリック医薬品（後発医薬品）への切り替えを推進し、医療費の抑制に努めること。
6. 保険税の収納体制の強化等による保険税収の確保についても、より一層努めること。

【令和4年度国民健康保険税】

1. 基礎課税分

資産割税率について、現行13.0%を6.5%に改定すること。

2. 後期高齢者支援金等課税分

据え置き

3. 介護納付金課税分

据え置き